

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は 物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及び その所属の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	契約の相手方の 法人番号	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合					備考
									再就職 の役員 の数 (機構)	再就職の 役員の数 (国)	公益 法人 の 区分	国又は 都道府 県所管 の区分	応募 者数	
令和6年度決算退職給付債務計算の委託	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月1日	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-1	2010001146005	会計規程第25条第1項第4号 本件は、年度決算の貸借対照表に退職給付引当金を計上するために必要な退職給付債務の計算を委託するものである。 退職給付債務の計算には、当機構のほか他法人も加入している公庫企業年金基金全員の加入者情報(性別、生年月日、公庫厚生年金基金及び公庫企業年金基金加入日等)が必要であり、これらの情報を把握できるのは公庫企業年金基金のみである。公庫企業年金基金は、同基金の規約(厚生労働省認可)に基づき、基金業務を契約相手方に委託しており、機構が退職給付債務を計算するには、公庫企業年金基金が加入法人からの退職給付債務の計算の申し出があった場合に、当該計算を行うことを認めている契約相手方に委託する以外に術がないため、同社と随意契約したものである。	1,686,300	1,686,300	100.00%	—	—	—	—	—	
個別の事案に係る弁護士相談	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月3日	森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内2-6-1	6010005021423	会計規程第25条第1項第6号 同一の弁護士による継続的な相談が不可欠であるため随意契約するもの。	5,359,200	出張に関する日当 半日40,000円以上 ほか	100.00%	—	—	—	—	—	単価契約 総支払予定額 5,359,200円
金融情報サービスの利用(Quick)	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月5日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋兜町7-1	4010001015075	会計規程第25条第1項第4号 機構が債券の運用及び管理を行う上で、債券の情報(債券の概要及び時価等)を効率的に把握するため、当該サービスにより提供する情報を利用する必要がある。また、金利スワップ取引に利用している金利スワップ取引管理ツールは、当該サービスと連携することにより金利データを効率的に取得し、スワップの時価評価を行う構成となっており、利用不可欠である。このため、随意契約をするもの。	6,984,120	6,984,120	100.00%	—	—	—	—	—	
団信WEB申込システム 申込回線システム 利用	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月5日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 東京都大田区蒲田5-37-1	2010801013387	会計規程第25条第1項第4号 団体信用生命保険のサービスはニッセイ情報テクノロジー株式会社が保有しており、同社しか対応できないことから、随意契約したものである。		1,518,000	—	—	—	—	—	—	
職員等のメンタルヘルス相談、カウンセリング 等の委託業務(在京分)	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月5日	医療法人社団ここから元気プラザ 東京都千代田区神田神保町1-105	9010005006413	会計規程第25条第1項第6号 メンタルヘルス対応は、高度な技術を持つ専門家と相談者との信頼関係が重要である。担当医が変更となった場合、相談者、担当医の双方に経過説明及び信頼関係構築を新たにを行うための過度な負担が生じ、サポート中の職員に押し支障がある。業務の性質及び目的に照らし、競争を許さないものとして契約相手先と随意契約を行うものである。	1,045,000	面接・電話による相談 11,000円(税込)/回 ほか	100.00%	—	—	—	—	—	単価契約 総支払予定額 1,045,000円
総合住宅ローンシミュレーションの保守	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月6日	スミセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	1120001056193	会計規程第25条第1項第2号 本件は、機構HPIに掲載している総合住宅ローンシミュレーションの保守業務を委託するものである。本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約したものである。	1,504,800	1,504,800	100.00%	—	—	—	—	—	
令和7年度高速道路利用料金	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月10日	東日本高速道路株式会社 東京都千代田区霞が関3-3-2 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 西日本高速道路株式会社 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 首都高速道路株式会社 東京都千代田区霞が関1-4-1	9010001095716 4180001056169 3120001112341 2010001095722	会計規程第25条第1項第6号 本件は、ETC機器搭載の公用車及び営業車で高速道路を利用する際に料金を支払うものであり、利用する高速道路会社と随意契約するものである。	4,940,568	普通車ETC料金300円 ほか	—	—	—	—	—	—	単価契約 総支払予定額 4,940,568円
募集委託契約(第62回住宅金融支援機構 財形住宅債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月10日	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5	6010001008845	会計実施細則第40条第1項 当初、令和6年2月8日に入札を行ったが不落(落札者なし)となったため、「一般競争及び指名競争の手続に関する実施細則」の規定に従い、再度随意契約の交渉を行ったものである。		契約金額を公表しない ことが通例となっている 契約形態で、相手方との 契約により実際に個 別の金額を公表しない こととなっているため非 公表	—	—	—	—	—	—	
確定拠出年金運営管理業務	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月11日	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-1	2010001146005	会計規程第25条第1項第6号 本件は、平成26年10月から導入した確定拠出年金の運営管理業務を実施するものである。機構の加入するDC制度の代表事業主である公庫厚生年金基金が企画競争を実施し選定した契約の相手方と随意契約したものである。	3,215,520	3,215,520	100.00%	—	—	—	—	—	
機構団信特約料のクレジットカード払い申 請受付Webサイトの提供、データ処理、運 用管理等に係る業務	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月13日	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 TOPPANエニッ株式会社 東京都港区東新橋1-7-3	6011001005411 4010401050341	会計規程第25条第1項第6号 本件は、団信特約料の払込みのクレジットカード払いを実施するにあたり、これに伴うデータ処理及び管理業務を委託するものである。 本件業務の履行が可能な者は左記事業者であるとして、本件業務を実施する意思のあるものの有無を公募により確認する手続を行ったところ、参加申込書の提出がなかったため、左記事業者と随意契約したものである。	175,632,771	175,632,771	100.00%	—	—	—	—	—	
機構団信特約料のクレジットカード決済業 務	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月14日	株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22	8010401050511	会計規程第25条第1項第4号 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料について、JCBカード等によるクレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務が可能であるのは左記事業者のみであるため、同社と随意契約したものである。	32,424,694	決済手数料率 1.069%	—	—	—	—	—	—	単価契約 総支払予定額 32,424,694円
ALMリスク分析に係る運用支援業務	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月18日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区麹町2-4-1	2010001034564	会計規程第25条第1項第2号 本システムに関する著作権等一切の知的財産権は開発を担当した本契約締結先に帰属する。計算ロジック等を第三者に開示することが不可能なため、随意契約したものである。	8,690,000	8,690,000	100.00%	—	—	—	—	—	
引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保 第215回住宅金融支援機構債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月19日	野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-13-1 BofA証券株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1	6010001074037 5010001030858 7010001008687	会計規程第25条第1項第6号 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式による評価を行って主幹候補補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	136,620,000	136,620,000	100.00%	—	—	—	—	—	

工事の名称、場所及び期間又は 物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及び その所属の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	契約の相手方の 法人番号	随意契約によることとした理由（企画競争又は公募）	予定価格 （円）	契約金額 （円）	落札率 （％）	公益法人の場合					備考
									再就職 の役員 の数 （機構）	再就職の 役員の数 （国）	公益 法人 の 区分	国又は 都道府 県所管 の区分	応募 者数	
ファームバンキング利用に係る振込手数料 等	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月26日	株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内1-4-5	5010001008846	会計規程第25条第1項第4号 本件は、ファームバンキングを利用して機構の資金決済を行うための契約である。機 構の事業実施にあたっては、資金決済リスクを抑止し、安定的に資金決済を実施す ることが必要である。特に、証券化支援事業では、決済リスクが顕在化した場合、こ れを理由に資金調達コストが上昇しかねないことのみならず、機構の信用力の低下 を招き、債券市場及び証券化支援事業の事業運営に大きな影響を及ぼすことから、 契約の性質又は目的が競争を許さないため、同行と随意契約したものである。	10,420,000	振込手数料 220円/件ほか	－	－	－	－	－	－	単価契約 総支払予定額 10,420,000円
金融情報サービスによる情報提供（ブルー ムバーグL.P.）	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月27日	ブルームバーグ・エル・ピー 東京都千代田区丸の内2-4-1	8700150002453	政府調達規程第11条第2号 本契約相手先は世界大手の金融情報ベンダーであり、情報量と分析ツールの提供に 強い。幅広い投資家に機構MBSを訴求することを目的に、機構は同社に機構MBS のデータを提供し、投資家は同社が配信するデータと分析ツールを用いて分析し、投 資判断していると考え。データ配信の状況確認及び投資家からの照会への対応す るため、同社サービス利用が不可欠であり、随意契約したものである。	23,696,496	23,696,496	100.00%	－	－	－	－	－	
令和7年度に発行する一般担保住宅金融 支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融 支援機構債券の格付分析に関する契約書	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月31日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会 社 東京都千代田区丸の内1-6-5	6010001132158	会計規程第25条第1項 債券格付の取得は、機構及び債券の信用力を評価し、投資判断に関する情報を提 供するという観点から、機構の経営状況や商品性等に関し理解する能力並びに実績 を有する格付機関を選定する必要があること、また、同一の格付会社から継続的に 格付を取得し、指標の連続性を確保することが投資家の投資判断のために必要不可 欠であることから、同社と随意契約を締結したものである。	予定価格を公表するこ とにより機構の事務又 は事業に支障を生じる おそれがあるため非公 表	契約金額を公表しない ことが通例となっている 契約形態で、相手方と の契約により実際に個 別の金額を公表しない こととなっているため非公 表	－	－	－	－	－	－	
信用格付基本契約書（令和7年度）	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月31日	株式会社格付投資情報センター 東京都千代田区神田錦町3-22	4010001061945	会計規程第25条第1項 債券格付の取得は、機構及び債券の信用力を評価し、投資判断に関する情報を提 供するという観点から、機構の経営状況や商品性等に関し理解する能力並びに実績 を有する格付機関を選定する必要があること、また、同一の格付会社から継続的に 格付を取得し、指標の連続性を確保することが投資家の投資判断のために必要不可 欠であることから、同社と随意契約を締結したものである。	予定価格を公表するこ とにより機構の事務又 は事業に支障を生じる おそれがあるため非公 表	契約金額を公表しない ことが通例となっている 契約形態で、相手方と の契約により実際に個 別の金額を公表しない こととなっているため非公 表	－	－	－	－	－	－	
令和7年度公益社団法人日本経済研究セ ンター1年コース研修	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和7年3月31日	公益社団法人日本経済研究センター 東京都千代田区大手町1-3-7	5010005015228	会計規程第25条第1項第4号 契約相手先のみ提供するプログラムに派遣することを組織決定していることから、随 意契約するもの。	2,530,000	2,530,000	100.00%	0	－	公社	国所管	－	

（注）会計規程第30条の2に基づく公表である。